

実録

輸出許可無  
閤の事件

国

策捜

査

人隼志貴  
*Kishi Hayato*

# 『Boon-gate』のPDF作品を ご覧いただく前に…

## 操作について

- ・作品の多くは「もくじ」のページで、進みたいページの項目を押せば、そのページまでジャンプし、また、ジャンプしたページのタイトルを押せば、目次のページに戻るように設定しております。
- ・直前に開いていたページに戻るには、画面上の「◀」ボタンで、直前に開いていたページに戻ります。

## 読み方いろいろ

- ・通常は画面の「倍率」が100%前後になっていますが、「倍率」を150%まで高めると文字が読みやすい大きさになります。
- ・通常は「見開きページ」で設定されていますが、「単一ページ」にすると読みやすく感じます。
- ・読み進めるときは、「十字キー」を使用すると手軽です。
- ・「サムネイル機能」を使用して読み進めると、2～3頁からとばし読みするのに便利です。
- ・頁を「回転」させることが可能です。地図などを拡大して見るときに便利です。

[http://www.bungeisha.com/PDF\\_is/05-top1.html](http://www.bungeisha.com/PDF_is/05-top1.html) でPDF作品についての説明を致しております。ご参照ください。

無許可輸出  
事件の闇

国

実録

策  
捜査

貴志隼人

*Kishi Hayato*



## まえがき

平成十四年（二〇〇二年）十二月十二日、警視庁公安部外事一課と東京税関は、外国為替及び外国貿易法（外為法）違反と関税法違反容疑で東京都渋谷区千駄ヶ谷にある株式会社セイシン企業の本社や工場を家宅搜索し、植田玄彦社長宅をはじめとする社員数名の自宅をも搜索した。筆舌に尽くしがたい災厄を植田らにもたらした受難劇の幕は、この朝、突然に開いたのである。

搜索容疑は、同社が製造しているジェットミル（粉碎機）を旧通産省（現経済産業省）の許可を受けずにイランへ輸出したのが不正輸出に当たるというものであった。この事件については、捜査当局が摘発を強行するに至る背景として、緊迫する「イラク情勢」と「日米を取り巻く情勢」が存在している事は明らかであり、何らかの政治的事情に捜査が左右されるいわゆる「国策捜査」の典型であるとの強い指摘がなされている。しかし、植田らが実際に被った害悪は、単なる「国策捜査」の水準にとどまらず、それと轍、軌を一にする「国策裁判」ひいては「国策判決」によって、さらに増幅されていく結果となった。

ところで一般に、外国へ機械を輸出する場合には、まず機械のメーカーが専門家の立場としてその機械について許可が必要か必要でないか自主判断し、許可が必要な場合のみ許可申請をする仕組みになっている。「過塩素酸アンモニウム（AP）、またはオクトーゲン、ヘキソーゲンを粉碎することのできる仕様のジェットミル」については許可が必要であるが、そうしたものを粉碎できないジェットミルは許可は必要でないという事になっており、セイシン企業の輸出したジェットミルは後者に属する。

ここで挙げられている過塩素酸アンモニウム等というのはロケットに使用される爆薬と爆薬の原料のことである。こうしたものを粉砕するための特殊ジェットミルというものは、アメリカにおいて作られている。間違っても粉砕中に爆発が起らないように設計された特別仕様の特殊ジェットミルである。セイシン企業がイランから注文を受けて輸出したジェットミルは一般の無機顔料を粉砕する標準仕様のジェットミルで、これを特殊ジェットミルに改造することなど出来ないのである。

従ってセイシン企業では、そうしたものは爆発の危険があるので粉砕できない、と申告したのだが、それが役人の恣意的な法令解釈により虚偽申告（関税法違反）と無許可輸出（外為法違反）の疑いがあるとされた。植田社長と直接の担当者神谷昭は法定刑が最高では懲役五年という重大犯罪の容疑者とされ、二人は六か月の間、任意調べに引き続き身柄を長期にわたって拘束され、捜査機関による厳しい取調べを受けることとなったのである。

本書の最大の目的は、まさに青天の霹靂へきれきであった同社関係箇所十二か所の家宅搜索の朝に始まり、植田社長らの長期勾留を経て一審有罪（東京地裁）に至る経緯を中心に、事実を克明に記録し後世に承継する事であった。ところが、この事実を積み重ねてゆくことは、この平成の世に、未だにこのような不当な捜査が公然と行われているという、驚くべき事実を白日の下にさらしていくことでもあったのである。捜査機関の背景にさらに大きな権力が見え隠れしていることは言うまでもない。

本書は事件関係者のうち植田社長の体験を中心に据え、これら巨大な闇に迫らんとしたもののだが、様々な障しょうがい碍により途なかばの観を免れない実情である。しかし、この度、図らずも記録に留めることとなった事どもが、やがていささかなりともわが国の将来に寄与する事があれば望外の喜びである。

なお、本書における人名は、本文および各種裁判関係文書類の記載において部分的に仮名を用いている。とりわけ裁判資料では甲乙丙などの十干、アルファベット、ギリシャ文字を用いて表象しているほか、人名、

住所等の表記について一部削除しているものもある。近時、個人情報の保護が強調されている実情等に鑑み、大方の了解を得られるものと信じる。また、裁判資料、書簡など、原文は横書きであるが、紙面体裁上すべて縦組みとし、敬称は略した。

平成十八年十一月三日

校了の日に著者記す



# 目次

まえがき

1

## 突然の家宅捜索……………11

- 一 公安「安保特捜」取調官 桜間俊堂 12
- 二 家宅捜索 15
- 三 新聞報道と社内事情 19
- 四 弁護士を選定 28
- 五 日本粉体工業技術協会 32
- 六 アメリカの友人からの手紙 35
- 七 取材合戦と逮捕の可能性 49
- 八 警察側の論拠 54
- 九 被疑者植田の見解 58
- 十 本事件とイラク戦争 64
- 十一 事件の結末予想 75

長期取調べ―拷問的な取調べは警察の意地か……… 81

- 一 拷問的な取調べ 82
- 二 犯罪捜査規範 84
- 三 新事実・動揺・会議 87
- 四 再び逮捕の噂 90
- 五 書類送検か身柄拘束か? 92

逮捕・勾留・起訴―日本の検察・警察は新撰組か……… 95

- 一 六月十二日の逮捕 96
- 二 検事の取調べ 99
- 三 弁護士への不信 104
- 四 七月三日の起訴 106
- 五 精神的苦悩 111
- 六 訴訟記録差し入れ 114
- 七 日本の近代史と現状 123
- 八 事件の展開不明 保釈近いか? 125
- 九 獄中の誕生日 127

獄中手記「囚人ドグマの独白」

一	囚人ドグマの独白	その1	130
二	囚人ドグマの独白	その2	134
三	囚人ドグマの独白	その3	136
四	囚人ドグマの独白	その4	138
五	囚人ドグマの独白	その5	140
六	待望の保釈と後遺症		143

裁判と第一審判決

一	裁判の推移	その1	146
二	裁判の推移	その2	177
三	裁判の推移	その3	222
四	論告求刑		226
五	最終弁論		257
六	判決の前に		299
七	第一審判決		307

控訴審へ……………379

- 一 新弁護人選任 380
- 二 社長交替劇 382
- 三 新弁護団との打合せ 387
- 四 新証拠の作成 430
- 五 爆発実験中止の決定 439
- 六 最終打合せ会合 443
- 七 控訴趣意書の完成 445
- 八 控訴受理か控訴棄却か 494

事件の総括……………499

付録・控訴審判決と上告……………509

最高裁判所の決定……………578

実録「国策捜査」

無許可輸出事件の闇



# 突然の家宅搜索

## 一 公安「安保特捜」取調官 桜間俊堂

「植田社長、警察の取調室に来てまで大物ぶっても仕方がないんだよ。俺から見れば社員や社員の家族千人以上の身の振り方を背負っている立場にありながら、自分の屁理屈ばかり言って反省しようとしてもしないでめえなんか人間のくずだ。犬畜生より最低な豚野郎だよ。

今のままじゃ貴様の会社は間違いなく潰れるんだから、みんな生活に困るようになる。貴様だってそこら中にいる浮浪者と同じになって、いざれ行き倒れになる。体中うんこだらけになって警察の霊安室に入ることになるんだ。そうなりたくなければ、自分たちのやったことを素直に認めて反省するしかないんだよ。そこをよよく考えて、明日来るまでにどういうふうに反省するか考えてきなさい。今日はこれまで」

桜田門の前にある警視庁本館二階の取調室、鉄筋コンクリート造りで窓のない三畳ばかりの小部屋。やら暖房の効いた、煙草の匂いに満ちた窮屈なこの取調室で、五十代なかばか、白髪まじりの角刈り頭、ややくら黒の公安部外事一課の主任取調官、桜間俊堂警部補は一気にまくし立てた。

そして満足げな面持ちで、「おい、金山」と、後ろの小さな机の前で無表情のまま青白い顔で取調べの要点を書き留めていた、もう一人の若い取調官に植田を玄関まで送り届けるように促した。

被疑者として連日、任意で尋問を受けている株式会社セイシン企業の社長、植田玄彦はムツとした思いを押しとどめるための神妙な顔つきで、桜間の横を通って分厚いドアを過ぎ、「十六号室」の表に出た。十六号室はさして広くない廊下の三叉路の角部屋で、出口に続く廊下の両側には取調室が左右に番号順に並んでいる。恐らく七十室はあるのではないか。なんとも異様な半分牢獄のような取調室は大入りの盛況である。出口のドアは二重になっていて、見張り室の前と後ろに分厚い鉄のトビラがあり、さらにその外のドアの向



警視庁

こうが警視庁のビルとなっている。

玄関に向かう、警視庁の一階に続く階段を下りながら金山は植田に話しかけた。

「さっきのきびしい桜間主任の話を聞いてどう思いましたか？」

「ああ、あの話ですか。取調官の立場が言わせる言葉であって、まさか本気で言っているのではないと思いますよ。全然気にしてません」植田はそんなふうに答えた。

しばらく歩きながら、金山は真剣な顔つきで思いつめたような口調で聞いた。

「これは取調べとは直接関係ない事ですが、社長はこのまま取調べが続いて小菅の刑務所で刑期を務め上げて出てきたら、また社長を続ける気があるのかどうか教えてもらえませんか？」

植田は一瞬驚いたが、一体この若者は何を言い出すのか、自分を驚かすつもりなのだろうと考えたが、何事もないかのような振りをして答えた。

「当然社長を続けます。実は今限りで会長になって若い人に社長の座を譲ろうかと考えていたのだけれど、今回の摘発でそういう訳になくなくなりました。弁護士からも『絶対に社長を辞めるなどとは考えないでください。もし辞めたら責任を取って辞めたと思われてしまい、信用を失って会社がつぶれてしまいます』と厳しく言われました」

こう、さり気なく言ったが、本心では小菅なんかに行く訳ないじゃないかと言いたかったのだ。また、たとえそんなことになっても私は平気ですよ、という顔をしたかったのである。

玄関に着いた植田は、いつものように会社の五藤吉博に携帯電話をかけた。車で迎えに来てもらうためである。五藤はセイシン企業の財務課長であるが、事件以来、植田がマスコミに狙われているのを知り、ボディガードを兼ねて彼の自家用車で毎日朝夕の通勤と外出時の運転を買って出ているのである。

植田は五藤の車の後部ソファに身を沈め、この日の取調べの冒頭の場面を苦い思いで回想していた。桜間はふんぞりかえって、本の小口の部分に「安保持捜」——安全保障関係専門の部署という意味なのか——と書かれた六法全書を弄びながら、ぞんざいな口調で話し始めた。

「私が社長の取調べをすることになった桜間である。会社では社長というが一番偉いのかも知れないけれど、ここでは社長は被疑者であって犯罪容疑者として取調べを受けているという、立場の弱い人間である事を忘れないでもらいたい。従って私の前で足を組んだり腕を組むような態度は一切やめなくては駄目だ。絶対に許さないから、そのつもりでいなさい。

煙草は吸わないのか？ ふーん。私はヘビースモーカーだが、排煙装置がついているので我慢しなさい。弁護士の中野さんから、社長は紳士なので穏やかに取調べをしてくださいと頼まれたので手荒な事はしませんが、生意気なことを言うようじゃ、ただでは済まさないからそのつもりでいなさい。

今回の犯罪は重大な事犯であるから、簡単な罪ではすまない。性根をすえて答えなさい。我々も人間だから正直に答えればそれなりに対応するし、どこまでも抵抗するようなら警察も徹底的にやるので、そのところをよく考えて返答するようにしなさい。五年の実刑だからね。私がブッシュで貴様がフセインだという立場を忘れるんじゃないぞ」

これが日本の「民主警察」の取調べである。これが偽らざる実態である。一般市民はこんな実態を知っているのだろうか？

## 二 家宅搜索<sup>ガサイレ</sup>

一体何が何だか全く訳のわからない一日の始まりであった。

防犯装置の整ったマンションの六階の玄関のチャイムが、朝の七時を少し過ぎた頃にピンポンと鳴り、植田玄彦はまだ洋服にも着替えていないパジャマ姿で玄関の扉を開けた。こんなことは普通ではあり得ない。

植田の目に飛び込んできたのは、妙に頭を低くしながら慇懃<sup>いんきん</sup>に部屋に入って来る物売り風の男（これが桜間俊堂であった）と、それに続く五、六名の若者の一群であった。

「警察の者ですが、植田さんですね」と言いながら勝手に靴を脱いで部屋に入り込んできた。続いて全員が、食事を始めていた植田の居間にどやどやとやって来て彼を取り囲むようにし、桜間は言った。

「裁判所の搜索差押令状がこれです。よく見てください」

そして、それをちらつと見せたが、植田が「ハァー、そうですか」と答えるとすぐに引き取ってしまったので中身はほとんどわからなかった。

しかし、どうやら偽警察ではないらしいので納得した。そして「他の人も皆警察ですか」と聞いたら、「私たちは税関のもんです」と言う。植田がさらに、「なぜ税関の人がここにいるのですか」と聞くと、「不正輸出の嫌疑がかかっているのでその調査の立会いで来ています」と言った。

それも何が何だかわからなかったが、植田は、「ともかくこちらは何も悪いことはしていないので、気の済むまで家宅搜索をしてください」と食事の続きを始めた。

彼らはしばらく寝室の中を捜し、そして写真班があちこち撮影をしていたが、結局全然意味がないと思われる過去の会合の式次第等の書類を二つ三つ預かりたいと言うので同意した。

植田はゆっくり食事を済ませ、顔を洗って服を着て、彼らと会社に行き同乗することになった。彼らは植田の車を調べたいと言った。五分間くらい色々調べたが、終わった後で植田が運転をして、嫌みな桜間を隣に乗せて会社に向かった。

会社の前は物凄い人だかりで、ヤジ馬もいるのであるが、マスコミの取材班が押しかけているようであった。地下の駐車場から四階のセイシン企業本社事務所に入ると、なんと百人近い警察官が所狭しと動き回り、会社の書類をダンボールに詰め込んでいる様子であった。

アツケに取られた顔をしている社員、何をしているのかわからずにオロオロしている社員。

植田は、「誰でもいいから写真を撮っておけ」と叫んだが、すぐそばにいた桜間が、「駄目だ、一切写真など撮ることはまかりならん」と大声で叫んだ。

社長室で植田は、「何の権利があつてこんなことをするんだ。まるで泥棒じゃないか？」と抗議した。

「ちゃんと令状を皆に見せているので違法ではないんだ。合法的な摘発なので神妙にしなさい」と桜間が怒鳴った。

何が何だかわからないが、めちゃくちゃに大人数の警察官が踏み込んでくる。ふざけやがって、こんな暴力が許されていい訳がない。まあ落ち着いて訳を聞いてから、謝らせてやる！ 怒りが込み上げて来ない訳ではなかったが、あまりにも仰々しい警察の人数に社員同様、社長としてもアツケに取られていたというのが実情だったかもしれない。

それから警視庁の本庁へ向かい、その日から六か月にも及ぶ無意味な「任意」の取調べが十六号室で延々と続くことになる。

取調べの内容と新聞報道、社内における調査によって事件の主旨はようやく明白となった。輸出規制の対象の貨物を海外に輸出する際には、外国為替及び外国貿易法等に基づき、経済産業大臣の許しを受ける必要

があるということになっている。この規制はアメリカの主導で自由主義の先進国が兵器に利用される恐れのある貨物の輸出は自粛するようにしようということ、民生用の機械でも心配のあるものは政府の許可を取ってから輸出しなさいというものである。

だが、政府は専門家ではないので兵器に利用できるか否かの判断はせず、その貨物を造っているメーカーの責任において自主規制をし、責任を持って輸出する。兵器に利用される危険性のないものは許可の必要はないので自由に輸出してよいが、可能性のあるものは該当品と申告して許可書を付けて輸出することになっている。あくまでもメーカーの自主判断による申告である。

この法律に鑑みて警察は、セイシン企業の製造しているジェットミルが、ロケット原料の過塩素酸アンモニウム（AP）の粉砕に使われる可能性を有していると判断して摘発したということが判明した。

一方、セイシン企業では同社製のジェットミルは輸出許可の申請をする必要のない機械であると判断して、これまで許可を取ることなく何回も輸出しており、今まで何の問題もなく通関されていた。ところが、何の前触れもなく外為法（必要のあるものは許可を取る、という趣旨の法）と、関税法（嘘の申告をしてはならない、という趣旨の法）の違反があったとして摘発されたのである。

セイシン企業は自他ともに許す粉体工学機械の優良な専門メーカーであって、役員も社員も自分達の判断には自信と責任を持っていた。社長の植田も長年にわたり日本粉体工業技術協会の理事を務めている。セイシン企業製のジェットミルが過塩素酸アンモニウムを粉砕出来ないということは極めて自然なことであって決して無理な結論ではないのである。

元来、ジェットミルというのは、農薬の水和剤用の粉碎機としておよそ百年前にアメリカで考え出され、日本でもその目的で輸入・販売されてきた機械である。その後、東京大学で神保元二博士が研究を重ね、博士の指導でセイシン企業の伊藤均（取締役技術部長）が国産機を開発し、他用途にも利用される機械となっ



ジェットミル

たのである。

圧縮空気を中心にガスをノズルより噴出させて、投入した原料同士を衝突させ粉々に粉砕するという原理で、超微粉砕機の部類に入る粉砕機である。使用するガスは目的用途に合わせて一般の空気仕様のものから不活性ガス、場合によってはセ氏四〇〇度のスチームまで利用して設計し、製作される装置である。粉塵爆発の心配のある物質の粉砕にはまず不活性ガスの採用が義務付けられる。

さらに過塩素酸アンモニウムの如き爆発原料を粉砕するような要求があったような場合には、特別仕様として諸々の予備実験や研究がなされた末に設計が可能か否かの結論を導かなければならない。しかし、幸か不幸か軍需産業のない日本において、そのような実需は皆無であったので、セイシン企業において検討されたことはないのである。従ってセイシン企業にはそうした特別仕様の設計図などは存在していなかった。

まして今回の問題となっているイラン向けの注文は車に塗る塗料顔料粉砕機だということで、安全対策の一切ない極めて一般の空気仕様の標準機を輸出したものである。過塩素酸アンモニウムの如き爆発の危険性の高い物質の粉砕など想像も出来ない仕様の機械なのである。三年前、二年前にイランに輸出した事に対しての問合せや照会、事前注意など一切ないままの、いきなりの摘発であった。

今回の事件については、全くもって無謀な官憲による理不尽な暴力であると考えざるを得ない、というのがセイシン企業全社員の率直な感想であった。

### 三 新聞報道と社内事情

【二〇〇二年十二月十二日 朝日新聞夕刊】

◎ミサイル研究機械をイランへ不正輸出・渋谷の会社捜索

東京都内の機械製造会社が、ミサイルの飛距離をあげるための研究開発に使われる機械をイランに不正に輸出した疑いが強まり、警視庁公安部と東京税関は12日午前、外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）と関税法違反（虚偽申告）の疑いで、粉体工学機器製造会社「セイシン企業」Ⅱ渋谷区千駄ヶ谷5丁目、植田玄彦社長Ⅱの本社や同社幹部宅など12カ所を家宅捜索した。

不正輸出された機械は軍事転用が可能とされ、公安部でイラン側との取引の経緯について同社幹部から詳しい事情を聴く。

調べでは、同社は99年5月と00年11月、ミサイルの飛距離をあげる研究に使う機械「ジェットミル」を、経済産業省（当時通産省）の大臣の許可を受けずに、イラン国内の企業などへ計2台を不正に輸出した疑い。取引はイラン側が持ちかけたとみられ、公安部で裏付けを進めている。

ジェットミルは、国際的な取り決めのミサイル関連技術輸出規制（MTCR）の対象品で、国内では外為法ですべての国への輸出が規制され、輸出の際には経産省の許可が必要とされている。

ジェットミルは、過塩素酸アンモニウムを非常に細かい粉じんにする機械。細かい粉じんにする事で固形燃料の爆発力が上がるため、ミサイルの飛距離が上がる。生産できる粉じんの量が少なく費用がかかるため、通常は研究用に使われるが、実用への転用も可能という。

イランは、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、イラク、リビアなどとともに、米国が「テロ支援国

家」に指定している7カ国の一つ。日本もこれらの地域へ輸出貿易管理令などで武器関連品や、軍事転用可能な民生品の輸出を厳しく規制している。

イランをめぐるっては00年、対戦車ロケット砲の照準器の目盛り板を不正に輸出したとして、同部が外為法違反容疑で光学機器販売会社を摘発している。

セイシン企業 68年8月設立の鉱物土石粉砕等処理業・試験機製造業。今年3月の売り上げは約54億円で、従業員約250人。非上場。資本金3億円（東京商工リサーチ調べ）。「ジェットミル」は粉体加工に用いるもので、ファインセラミックスなどの硬くて摩耗しやすい原料を微細に粉砕する機械。

#### 【二〇〇二年十二月十三日 読売新聞朝刊】

◎ミサイル関連機器輸出の社長「不正認識あった」

工学機器メーカー「セイシン企業」（本社・東京都渋谷区）が粉砕機「ジェットミル」を不正輸出したとされる事件で、同社の植田玄彦社長（68）ら会社幹部が、「輸出が規制されていることは知っていた」などと、警視庁公安部に不正の認識を持っていたことを認めていることが、十二日わかった。同部は、植田社長らが経済産業省に輸出を申請しても許可されないことを知りながら、無許可輸出に踏み切ったとみて調べている。

同部はこの日、外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）などの容疑で同社本社や工場、植田社長宅など十二か所を捜索した。

調べでは、同社は一九九九年五月と二〇〇〇年十一月の二回、通産大臣（当時）の許可を得ず、国際的ガイドライン「ミサイル関連技術輸出規制」（MTCR）で輸出が禁止されている超微粉砕機の

ジェットミル計二台を、イラン国内の軍事研究企業一社と国立大学一校に輸出した疑い。

同部によると、同社はイラン企業側からの依頼を受けてジェットミルの輸出を決めたという。ジェットミルは、粉砕物質によって数タイプある。同社はミサイル推進薬の粉砕用に付属部品などをつけて輸出しており、同部は会社幹部が関与していたとみている。植田社長は、同部の任意の事情聴取に「外為法で禁止された機器だと知っていた」などと話しているという。

経済産業省も同社を外為法違反容疑で刑事告発する方向で検討に入った。

【二〇〇二年十二月十三日 東京新聞夕刊】

◎ミサイル関連機械対イラン輸出事件・使用技術も不正提供か

外為法違反（無許可輸出）容疑などで警視庁公安部などの自宅捜索を受けた機械製造会社「セイシン企業」（東京都渋谷区）が、ミサイル燃料の研究、開発などに使われる粉砕機を不正に輸出した際、同時に使用技術なども提供していた疑いがあることが十三日、分かった。外為法は無許可の技術提供も禁じており、公安部は詳しい納入状況などについても調べている。

調べによると、一九九九年五月と二〇〇〇年十一月、軍事関連の研究を進めるイランの企業や大学機関に納入されたジェットミルは「シングルトラック・ジェットミル」といわれる機種。メンテナンスは容易とされるが、使用方法などを誤ると、粉砕物によっては爆発するなどの危険が生じる。用途によっては使用部品が異なるといい、安全操作のために使用技術の説明が必要という。このため、同社が技術者をイランへ派遣したか、イラン側から技術者が来日していた疑いがあるという。公安部は十二日の捜索で社員の出張記録などの帳簿を押収しており、担当者の契約時の勤務状況などの確認を進める。

軍事転用が可能なジェットミルはミサイル関連技術輸出規制の対象品であるため、輸出には経済産業

省の許可が必要で、特にイランなどへは厳しい規制がかけられている。外為法は製造や使用にかかわる技術を提供する「役務取引」についても、経済産業省の許可が必要と規定している。

【二〇〇二年十二月十五日 産経新聞朝刊】

◎不正輸出事件 「イラン向けまずい」 セイシン幹部ら軍事転用認識か

東京都渋谷区の機械メーカー「セイシン企業」がミサイル燃料開発に転用できる粉碎機「ジェットミル」をイランに不正輸出した事件で、同社幹部が警視庁公安部の任意聴取に、「イラン向けの輸出はまずいと思っていた」と話していることが十四日、分かった。公安部は同社幹部らが軍事転用されることを認識して輸出していたとの疑いを強め、取引や決裁の経緯などを捜査している。

ジェットミルは、ミサイル固形燃料を微細化することで、飛距離向上などの研究開発に軍事転用できる。

このため外為法の輸出貿易管理令で規制され、輸出は経済産業省の許可が必要だが、同社は無許可で輸出した。

同省の許可は、輸出先がどの国であっても必要だが、米国のテロ支援国家に指定され、大量破壊兵器製造の懸念があるイランはイラク、リビア、北朝鮮とともに、厳しく制限されている。

同社幹部が「イラン向けの輸出はまずいと思っていた」と話していることから、公安部は軍事転用されることを知りながら無許可輸出したとの疑いを強め、植田玄彦社長（六八）ら幹部が、輸出契約や許可申請の社内決裁にどの程度、関与していたかなどを調べている。

植田社長は「ジェットミルが外為法の規制品であることは知っていた」と公安部に話しており、同部は不正輸出の認識があったかどうか、さらに事情を聴いている。

【二〇〇二年十二月十九日 毎日新聞夕刊（テヘラン共同）】

◎「ジェットミル」軍事利用否定、東京の企業不正輸出で

ミサイルの固形燃料製造に利用できる粉砕機「ジェットミル」をイランに不正輸出したとして、東京の機械製造会社「セイシン企業」が警視庁に摘発されたことについて、イラン政府のラメザンザデ報道官は18日の記者会見で「平和目的で使用している」と述べ、購入を事実上認める一方、軍事利用を全面否定した。

シヤムハニ国防軍需相もこれに先立ち、記者団に対して「（ミサイル開発に）粉砕機を使用していることを断固否定する。固形燃料には粉砕機は必要ない」と述べ、ミサイル燃料製造と粉砕機は全く無関係と強調した。不正輸出問題でイラン政府当局者がコメントしたのは初めて。

報道官は「ジェットミル」の具体的な用途は明らかにしなかった。

【二〇〇三年二月五日 読売新聞】

◎朝鮮総連系企業がミサイル関連機器発注

イランの軍事関係企業に向け、ミサイル開発に転用可能な粉砕機「ジェットミル」を不正輸出したとして、外為法違反容疑で警視庁の捜索を受けた工学機器メーカー「セイシン企業」（本社・東京）が1994年春、在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）系企業の注文を受け、ジェットミルと関連部品を販売、新潟港の倉庫に搬入していたことが4日、明らかにされた。

搬入の2日後、同港には北朝鮮の「万景峰（マンギョンボン）」<sup>92</sup>号が入港しており、製品についていた書類の「送付先」が北朝鮮人民武力省（国防省）の傘下企業だった。警視庁公安部も、この取引を

把握しており、関心を寄せている。

関係者によると、セイシン企業は1993年末、国際的なガイドラインの「ミサイル関連技術輸出規制」(MTCR)で規制されているタイプのジェットミルと関連部品のレーザーマイクロサイザーなどについて、東京都内の朝鮮総連系企業から注文を受けた。

この企業は、朝鮮総連の傘下団体「在日本朝鮮人科学技術協会」(東京・文京区)幹部が役員に就くなど同協会と関係があり、販売価格や納期などセイシン企業との交渉は、同協会幹部が仕切っていた。

セイシン企業は1994年3月、同協会の指示通り、ジェットミルと関連部品を、2000万円を超える価格で新潟県県営埠頭にある倉庫に搬入。この際、セイシン企業は、税関当局には外為法が禁じる機械に当たらないとする「戦略物資非該当証明書」を提出し、当時の通産省(現経済産業省)にはMTCRに基づく申告そのものをしていなかったという。

ジェットミルは新潟港で、同協会から北朝鮮国家への提供品として保管され、「送り先」は、国防省に当たる人民武力省の傘下企業になっていた。新潟港にジェットミルが搬入されたのは「万景峰'92」号の入港2日前だったことから、ジェットミルは同号で北朝鮮に運ばれた疑いが強い。

ただし、ジェットミルが北朝鮮に不正輸出されていたとしても、外為法違反(無許可輸出)の時効(5年)が成立しており、刑事訴追はされない。

北朝鮮に渡ったとみられるジェットミルは仕様などから、ミサイル開発に使われる可能性もあった。ジェットミルが北朝鮮に渡っていたのではないかとされる点について、セイシン企業の社長は4日、読売新聞の取材に「そういう事実はない」と答えた。また、在日本朝鮮人科学技術協会は「当時の幹部は現在、協会にはおらず、詳しいことは分からない。協会は学術的な活動をしており、機械の輸入に関するとは考えられない」としている。

警視庁をはじめ各県の警察本部などにはマスコミ各社で構成する記者クラブがある。ここには、俗に「警察まわり」と呼ばれる各社の記者が詰めていて、彼らは主に警察側の発表する内容を記事にするのである。この「発表モノ」の水準ではマスコミ各社は横並びだが、時にはマスコミ側が嗅ぎつけた内容や、逆に警察側が特定の会社だけにリークした内容が、「特ダネ」として適当に脚色されて世に出て行く事もあるようだ。いずれにしても記者達は、自分の原稿をなるべくショッキングなものに仕上げ、読者の興味を引く内容にしたいのと、警察の意向に反する報道をすればそれ以降の取材が難しくなることもあって、どうしても警察寄りの報道になるのは否定できない。それでも報道各社の問題意識の強弱によって、多少なりとも内容は変わってくる。

前掲の報道記事を読んだ植田は、傍線を付けた部分はすべて嘘の報道である、と思った。NHKや読売等は摘発については大々的に報道しながらも、イラク政府の反論等はほとんど報道しようとしな。また、輸出貨物が規制対象であるかどうかの判断はメーカーに一任されている事情等、調べればすぐにわかることなのに、そのことには触れようとしていなかった。

セイシン企業の内部においては、特に植田を中心に今回の警察の摘発の不合理性や会社側の立場をマスコミに発表し、真実がどこにあるのかを公表したいと熱望する者もいたが、会社幹部の衆議は、マスコミは全く信用できないので事件が決着するまで一切取材には応じないことにしてほしいとの決定となった。この決定には、会社の顧問弁護士をはじめ、新たにこの事件関連で依頼することになった弁護士ら四人全員が賛意を示したので、それに従う事となったのである。

警察の調べが進むにつれて、セイシン企業の社員全員が違反を犯す意識も違反をした意識も全く持っていないことが明らかになった。いくら探しても犯罪を実証する証拠が一向に出て来ないので、合計三回のガサ

# 途中省略

本編はダウンロード時間短縮のため省略版でお届けしています。  
途中省略なしの完全版をご希望の方は製品版をご「購読」ください。

## 著者プロフィール

### 貴志 隼人 (きし はやと：本名、植田玄彦)

昭和9年9月14日、山口県宇部市に生まれる。

青山学院大学経済学部卒

(株)セイシン企業取締役会長

著書：『野心家の就職読本』

『野心家の営業読本』

『野心家の経営読本』

『我輩はドグマである』

## 実録「国策捜査」 無許可輸出事件の闇

---

2007年3月15日 電子出版発行

著者 貴志 隼人

発行者 瓜谷 網延

発行所 株式会社文芸社

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1

電話 03-5369-3060 (編集)

03-5369-2299 (販売)

<http://www.boon-gate.com>

© Kishi Hayato 2007 Corded in Japan

ISBN4-286-01865-2

(文芸社発行の通常書籍(紙の本)については、全国書店でお尋ねいただくか、「文芸社ON-LINE」  
サイト、<http://www.bungeisha.co.jp>を御参照ください。)

新 07.03.01 M.S.